

知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第2回 特許』 ～新製品が販売できない!? 特許侵害について～

【相談内容】

長年研究した新製品が完成し、販売準備をしていますが、この新製品に使われている技術に近い他社の特許があることが判明しました。他社の特許を侵害しているとすれば大問題であり、今後どのように対処すればよいでしょうか。販売をあきらめなくてはならないのでしょうか。

【お答え】

あわてない! 特許を侵害すると販売の中止や損害賠償を請求されるだけでなく、悪質な場合は刑事罰を受ける可能性があります。まずは落ち着いて以下の手順で侵害しているかどうか検討してください。

1. ホントに特許は有効?

特許は出願しただけでは権利になりません。特許庁で審査され、特許性ありと判断された特許だけに権利が発生します。権利発生後も年金(特許を維持するための費用)を毎年払わないと権利は失効してしまいます。特許電子図書館(※IPDL)等で経過情報を確認し、本当に有効に権利が存続しているか確認してください。もちろん権利が失効していれば安心して販売を開始することができます。

⇒ ほっと一安心!

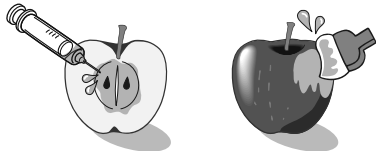
2. ホントに権利侵害?

技術が近いというだけでは侵害になりません。侵害するかどうかは新製品が他社の特許の要件を全部使っているかどうかで判断されます。判断方法は特許の要件を列挙し、新製品と対比します。全部対応すれば侵害、一つでも違っていれば非侵害となります。(図参照)

【甘味増強りんごを例にした侵害判断】

	特許	新製品	対比結果
要件A	蜜を	蜜を	=
要件B	果実の中心部に	果実の表皮に	≠
要件C	注入された	塗布された	≠
要件D	甘味増強りんご	甘味増強りんご	=

新製品は要件BおよびCを使っていないので非侵害



⇒ よし、販売できそうだ

3. ホントに特許性はあるの?

特許は前述したとおり特許庁が特許性を判断しますが、常にその判断が正しいとは限りません。もう一度調査して本当に特許性があるか検討してください。

⇒ 特許性はなく販売できそうだが、弁理士等専門家に判断をお願いしよう

4. ライセンスの可能性?

特許が有効であり、どうしてもこの特許を使わざるを得ない場合は実施許諾(ライセンス)の可能性を検討して下さい。特許権者が権利を使用していない場合はライセンスの可能性もあります。

⇒ 交渉が必要だ

本件は、新製品計画時、あるいは研究開発時に特許調査を行わなかったことで起こりました。運よく侵害せずに販売を開始することができる場合もありますが、折角の新製品が販売できないと事業に重大な影響を与えます。早い段階での特許調査を是非実行してください。当センターでは特許情報検索のセミナーや訪問指導も実施しておりますので、ぜひご利用ください。

※特許庁が無料で提供する知的財産に関するデータベース

なお、特許に係わる具体的なお相談は、下記窓口へご連絡ください。

担当 知的財産活用推進員
山田 健太郎



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター